

募集期間：令和4年6月9日（木）～7月13日（水）（必着）

※募集案内は、当機構及び長野県のホームページで公開しています。

1. 目的

地域の課題をビジネスの手法で解決するソーシャル・イノベーションにより創業等を行う者を支援することを目的とした事業です。県内の地域課題に対する社会的事業の創業者等に対し、創業に必要な経費について、創業支援金をお渡しします。

○創業支援金の対象者及び対象事業

対象事業	<p>1 社会的事業の要件として、以下の要件を全て満たすことが必要です。</p> <p>①以下の社会事業分野のいずれかに該当し、地域社会が抱える地域課題の解決に資する事業であること</p> <p>ア) 地域活性化関連、過疎地域活性化関連</p> <p>イ) 買物弱者支援</p> <p>ウ) 地域交通支援</p> <p>エ) 社会教育関連</p> <p>オ) 子育て支援</p> <p>カ) 環境エネルギー関連</p> <p>キ) 社会福祉関連</p> <p>ク) 困難を有する若者への教育・就労支援</p> <p>ケ) その他本県の地域課題として、特筆できるもの</p> <p>②事業から得られる収益によって自律的な事業継続が見込まれること</p> <p>③地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資する体制が十分でないこと</p> <p>2 長野県内で実施する事業で、令和4年4月1日から令和5年1月31日までに新たに創業する事業または Society5.0 関連業種で事業承継もしくは第二創業をする事業を対象とします。</p> <p>※「Society5.0 関連事業」とは、AI・IoT、5G、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、自動運転、ロボット、ドローン、VR/AR、キャッシュレス、ブロックチェーン、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の研究成果を活用する技術を活用して、新たなシステムづくりに関連する業種。</p> <p>※「事業承継」とは、代表者の交代を伴い新たな事業に取り組むこと、「第二創業」とは、同一法人が既存事業とは異なる新たな事業へ取り組むことが該当。</p>
支援対象者	<p>次の要件のいずれにも該当する方を支援対象者とします。</p> <p>① 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに、個人事業の開業届を提出する者もしくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立または事業承継・第二創業を行い、その代表となる者であること</p> <p>② 長野県内に居住している方、もしくは令和5年1月31日までに長野県内に居住登録をされる方</p> <p>③ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を長野県内で行う者であること</p> <p>④ 法令順守上の問題を抱えていないこと</p> <p>⑤ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと</p>
助成限度額	200万円
助成率	助成対象経費の1/2以内

※ 創業支援金の対象事業及び対象者は、起業家や産業支援機関等で構成される審査委員会の審査（書類及び面談）により決定します。

※ 法人成り（個人事業主が株式会社や合同会社などの法人を設立し、事業を法人に変更すること）は対象になりません。

2. 補助対象期間

この事業は、創業支援金の交付決定日から令和5年1月31日までに実施する事業部分を補助対象とします。

創業支援金の支払は、創業者等から支援対象事業の完了の報告を受け、完了検査により創業支援金の額が確定した後に行われます。**(前金払、概算払、部分払は行いません。)**

3. 補助対象経費

経費区分	内容
人件費	給与、賃金等の人件費 【対象外経費】 ・法人の場合、代表者及び役員の人件費 ・個人の場合、本人及び個人事業主と生計を一にする三親等以内の家族の人件費 等
店舗賃借料	県内での店舗、事務所、駐車場の賃借料、共益費、借入に伴う仲介手数料 【対象外経費】 ・敷金、礼金、保証料、保険料、本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる借入費用 等
設備費	県内の店舗、事務所の開設に伴う外装工事、内装工事費用 県内で使用する機械装置、工具、器具、備品の調達費用 【対象外経費】 ・汎用性が高い物品（パソコン、カメラ、車両、文具等の事務用品等）の購入費 ・不動産の購入費 等
原材料費	試作品等の製作に係る原材料費 【対象外経費】 ・主として販売のための原材料仕入とみなされるもの 等
知的財産権等 関連経費	特許権等知的財産権の取得に要する費用 【対象外経費】 ・出願手数料 等
専門家経費	専門家等に支払う経費・旅費（当事業実施のために必要な謝金及び必要経費） 【対象外経費】 ・税務申告・決算書作成のための税理士・公認会計士等費用 ・訴訟のための弁護士費用 ・本支援金の応募に関する書類作成代行費用
旅費	交通費（創業等の準備及び事業実施に必要な出張費用で、公共交通機関利用料）・宿泊料（経済的・合理的なもの）の実費
外注・委託費	試験開発費、試供品等制作費、デザイン費、webコンテンツ制作費、市場動向調査費
広報費	販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費
その他	当機構理事長が必要と認める経費

(注意事項)

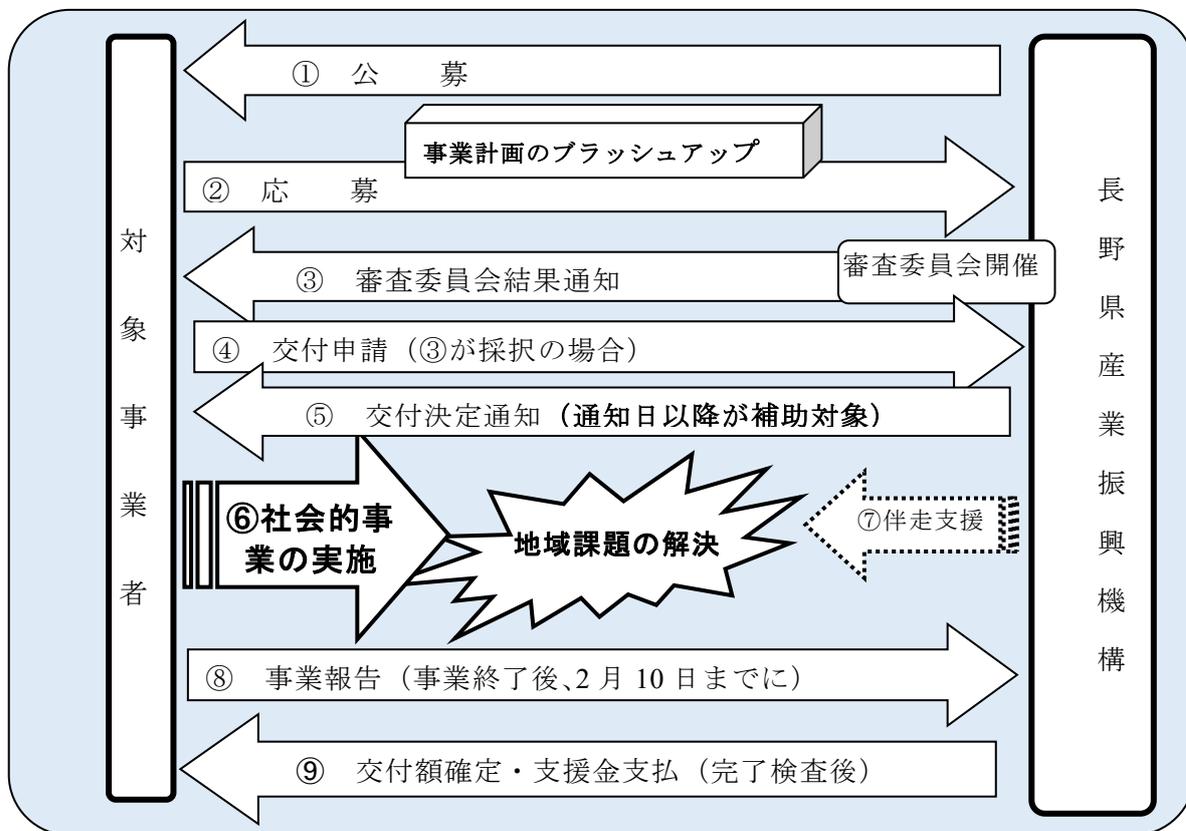
- ・ 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含みません。
- ・ 上表に該当する経費であっても、審査等により対象外となることがあります。
- ・ 他の補助金を当該経費の一部に充当した場合は充当した金額を控除します。
- ・ 店舗等借入費用及び設備費用について、住居兼店舗・事務所の場合は、事業の用途に供される部分に係る費用に限ります。

4. 提出書類

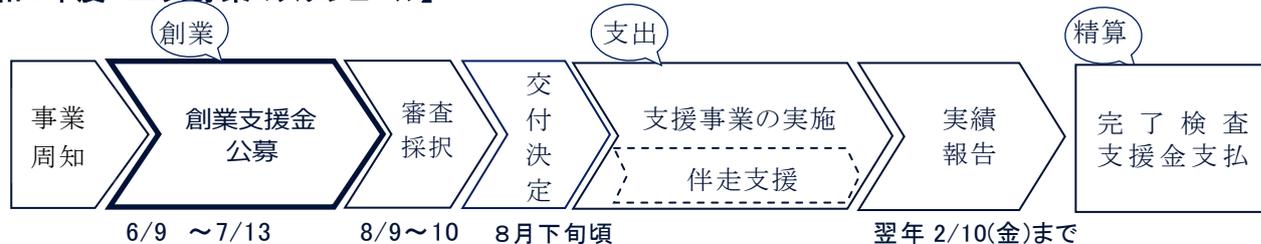
- ①申請書・事業計画書・補助対象経費内訳書
- ②住民票（申請日から3カ月以内のもの）
- ③誓約書

提出先 当機構へ申請書類を持参、メール、郵送のいずれかによりご提出ください。

<事業スキーム>



【令和4年度 二次募集のスケジュール】



(注1) 令和4年3月31日以前に法人設立又は開業届出を行った場合は対象外となります。

(注2) 交付決定日より前に発注・支出した経費は対象外になります。

(注3) 審査委員会は、8月9、10日に開催予定です。書類審査で選考された申請者は、左記の審査委員会に出席いただき面談審査がありますので、日程の確保をお願いします。

(注4) 事業の実施にあたり、お困りのことにアドバイザーを派遣するなどの伴走支援をまいります。

問合せ先・応募先

公益財団法人長野県産業振興機構 経営支援本部 経営支援部 (部長) 保科 (担当) 高橋
 所在地 〒380-0928 長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階
 TEL 026-227-5028 FAX 026-227-6086
 URL <https://www.nice-o.or.jp/support/support-2343/>
 E-mail keieishien@nice-o.or.jp